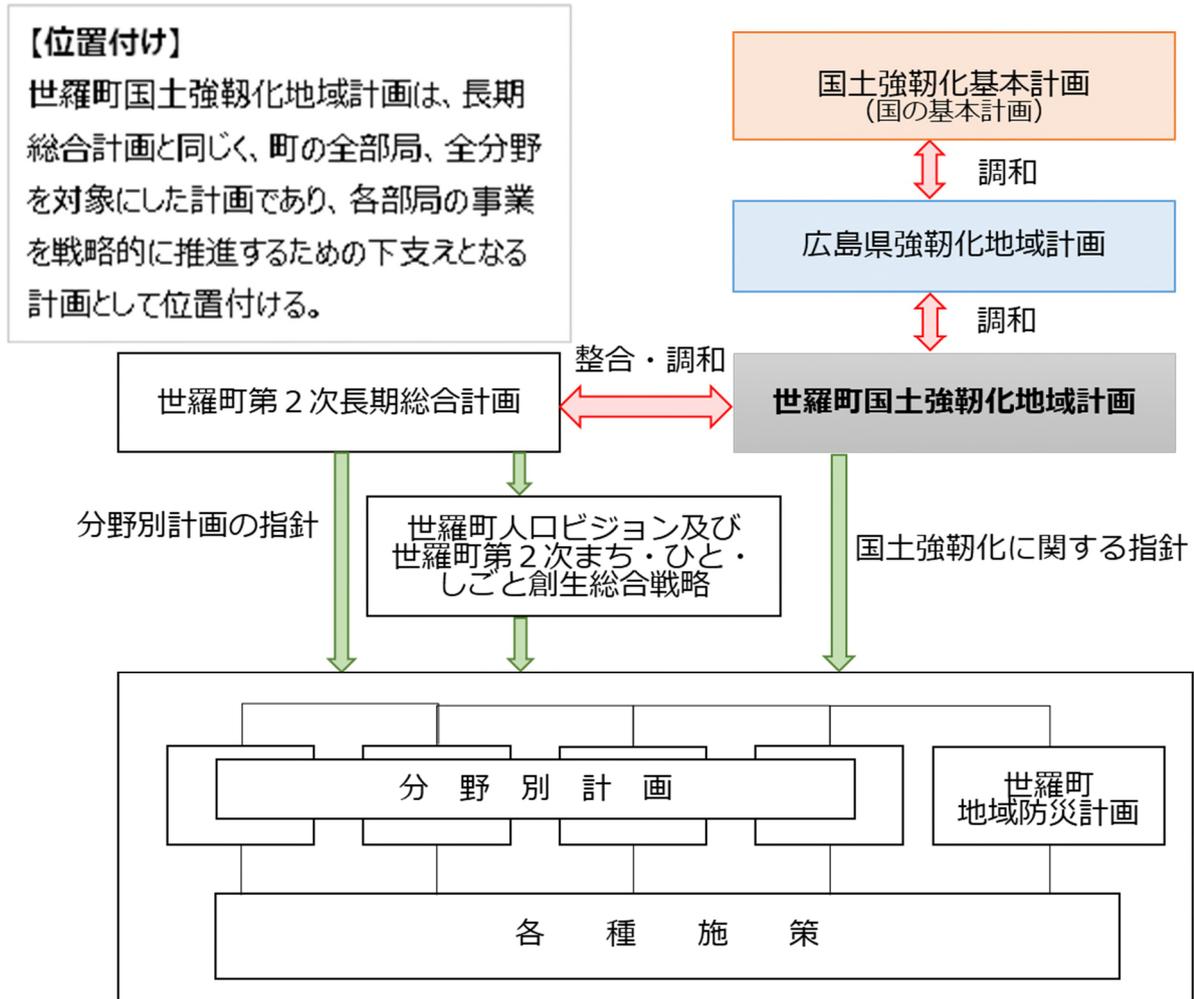


# 世羅町国土強靱化地域計画 概要版

## 計画の策定趣旨、位置づけ

世羅町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、国土強靱化基本法第13条に基づいて策定するものであり、現在進めている防災・減災対策の取り組みを念頭においた上で、今後の本町の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策や広島県の強靱化地域計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものである。



## 世羅町の強靱化の目標

国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本法」第14条に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があること、また、同計画の策定に関する国の指針において、目標は、原則として、国や県の基本計画に即して設定することとされていることを踏まえ、広島県の基本計画と同一の目標を設定する。

### 【基本目標】

大規模自然災害発生後における適切な対応のための防災・減災の取り組み方針を次のとおりとする。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧復興に資すること

**【想定するリスク及び事前に備えるべき目標】**

想定するリスクを「大規模自然災害」（第2章の1を参照）とし、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

**世羅町の脆弱性評価**

**(1) 施策分野**

本町の強靱化に向けた取り組みを推進していくための施策分野については、国の基本計画における施策分野（12の個別施策分野と5の横断的分野）を参考とし、次のとおり設定する。

個別施策分野（9分野）		
①行政機能/警察・消防/防災教育等	④情報通信	⑦町域保全
②住宅・都市	⑤産業構造	⑧環境
③保健医療・福祉	⑥交通・物流	⑨土地利用（国土利用）

横断的分野（4分野）	
①リスクコミュニケーション	③官民連携
②人材育成	④老朽化対策

**(2) 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）および脆弱性評価結果**

8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、国の基本計画で設定された45の事態を参考に、本町の実情も踏まえ、次のとおり、大規模自然災害発生時における30の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

30のリスクシナリオごとに本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価として整理した。

事前に備えるべき目標(8目標)	起きてはならない最悪の事態 (30 事態)	主な推進方針
<b>1 直接死を最大限防ぐ</b>		
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物などの耐震化</li> <li>・建築物などの老朽化対策</li> <li>・公共土木施設などの老朽化対策</li> <li>・地震防災対策</li> <li>・消防団・自主防災組織の充実・強化</li> <li>・災害に強い道路ネットワークの構築</li> <li>・市街地での防災機能の確保など</li> <li>・耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上</li> <li>・既存建築物などの総合的な安全対策</li> <li>・家具固定の促進</li> <li>・その他</li> </ul>
1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図の作成など</li> <li>・災害廃棄物処理計画に基づく対応</li> <li>・浄化槽対策</li> <li>・その他</li> </ul>
1-3	大規模な土砂災害等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害や山地災害の対策施設の整備</li> <li>・土砂災害警戒区域などの指定</li> <li>・災害廃棄物処理計画に基づく対応</li> <li>・その他</li> </ul>
<b>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する</b>		
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資調達・供給の連携体制の整備</li> <li>・非常用物資の備蓄の推進</li> <li>・水道管の耐震化など供給体制の強化</li> <li>・緊急輸送網の確保</li> <li>・民間団体などと連携した緊急輸送体制の整備</li> <li>・災害対処能力の向上</li> </ul>
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立化防止のためのインフラ整備</li> <li>・非常用物資の備蓄の推進</li> <li>・災害対処能力の向上</li> </ul>
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備</li> <li>・消防団・自主防災組織の充実・強化</li> </ul>
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護体制の強化</li> <li>・医療・介護人材の育成</li> <li>・災害時の医療・福祉連携体制の強化</li> <li>・緊急輸送網の確保</li> <li>・事業者などとの協定</li> </ul>
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策の司令塔機能の整備</li> <li>・予防接種の促進</li> <li>・分散避難の啓発</li> <li>・浄化槽対策</li> <li>・下水道施設の防災・減災対策</li> <li>・遺体への適切な対応</li> </ul>

<p>2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の防災機能強化</li> <li>・避難所の感染防止対策</li> <li>・非常用物資の備蓄の推進</li> <li>・医療資材などの確保</li> <li>・心のケアなどの支援体制の整備・強化</li> <li>・要配慮者に対する支援</li> <li>・平時からの連携体制構築</li> <li>・浄化槽対策</li> <li>・下水道施設の防災・減災対策</li> <li>・遺体への適切な対応</li> <li>・特定動物や被災動物への対応</li> </ul>
<p><b>3 必要不可欠な行政機能は確保する</b></p>	
<p>3-1 町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の耐震化</li> <li>・執務環境、実施体制の維持確保</li> <li>・危機管理体制の維持・強化</li> <li>・広域応援体制の構築</li> </ul>
<p><b>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</b></p>	
<p>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の非常用電源の確保</li> <li>・情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備</li> </ul>
<p>4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の取り組み強化</li> <li>・情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備</li> <li>・災害対処能力の向上</li> <li>・要配慮者に対する支援</li> <li>・消防団・自主防災組織の充実・強化</li> </ul>
<p><b>5 経済活動を機能不全に陥らせない</b></p>	
<p>5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続の取り組みの推進</li> <li>・陸上交通網の確保</li> </ul>
<p>5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質流出対策</li> </ul>
<p>5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強いインフラ整備</li> <li>・公共土木施設などの老朽化対策</li> </ul>
<p>5-4 食料等の安定供給の停滞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者などとの応援協定の締結</li> </ul>
<p><b>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</b></p>	
<p>6-1 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの導入促進</li> </ul>
<p>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道管の耐震化など供給体制の強化</li> </ul>
<p>6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の防災・減災対策</li> <li>・浄化槽対策</li> <li>・災害廃棄物処理計画に基づく対応</li> </ul>
<p>6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強いインフラ整備</li> <li>・公共土木施設などの老朽化対策</li> <li>・緊急輸送体制の整備</li> </ul>
<p>6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設などの老朽化対策</li> </ul>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備</li> <li>・ 消防団・自主防災組織の充実・強化</li> <li>・ 市街地での防災機能の確保など</li> </ul>
7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅・建築物などの耐震化</li> <li>・ 既存建築物の総合的な安全対策</li> </ul>
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等による流出による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山施設の整備</li> <li>・ 農業用ため池、水利施設の老朽化対策</li> <li>・ 地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策</li> </ul>
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物質流出対策</li> </ul>
7-5 農地・森林等の被害による町土の荒廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地・森林などの保全の取り組み</li> </ul>
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理計画に基づく対応</li> </ul>
8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業の担い手確保</li> <li>・ 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備</li> <li>・ 地籍調査の推進</li> </ul>
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団・自主防災組織の充実・強化</li> <li>・ 自助・共助の取り組み強化</li> <li>・ 平時からの連携体制構築</li> <li>・ 市街地での防災機能の確保など</li> <li>・ 被災者の住宅確保</li> <li>・ 農地・森林などの保全の取り組み</li> <li>・ 文化財の保護</li> </ul>
8-4 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報提供</li> <li>・ 事業継続の取り組みの推進</li> </ul>

## 施策の重点化

### (1) 重点化の考え方

大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性などを考慮した上で施策の重点化を図ることが必要であり、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針においては、「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされている。

広島県では、南海トラフ地震が起こった場合、これまでに経験したことのないような広範囲にわたる甚大な被害が想定されている。また、土砂災害警戒区域が全国最多であり、過去に発生した土砂災害においても、多くの尊い生命が失われている。こうした中、広島県では、平成27年3月に制定した広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成27年広島県条例第1号）において、「災害死をゼロにする」を目標に掲げ、県民総ぐるみ運動を展開している。

このため、本計画では、国の基本計画との調和も考慮しつつ、「広島県強靱化地域計画」を踏まえ、優先して回避する事態を「人命保護に直接かかわる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

加えて、被災により行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の統括や関係機関との総合調整、迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことから、「行政機能の大幅な低下につながる事態」もあわせて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

## (2) 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、次の 11 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)に関する施策を重点化の対象とする。

【人命保護に直接かかわる事態】(10 事態)
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷者の発生
1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
7-1 地震に伴う市街地の火災の発生による死傷者の発生
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生
【行政機能の大幅な低下につながる事態】(1 事態)
3-1 町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

## 計画の進捗管理

本計画の推進期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

本計画の進捗管理については、「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するという観点から、概ね中間年を目処に、それぞれのリスクシナリオごとに具体的な施策の取り組み内容、指標の変動状況及び課題などを各部局が横断的に把握・整理するとともに、世羅町第 2 次長期総合計画と整合・調和を図る観点から、必要に応じて、適宜、計画の見直しを検討する。